

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成26年3月10日(月)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	佐藤茂
	委員	松本正美	委員	戸谷裕治
	委員	山田新太郎	委員	菊地久
	委員	高阪康彦		
欠席委員	なし			
会議事件説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	加藤恒弘	総務部長兼 総務課長	江上文啓
	安心安全課長	岡村智彦		
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事務局長	松岡英雄
	補佐	伊藤恵美子	書記	服部有規
付託事件	議案第13号 災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について			

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

風の冷たい中、早朝より総務民生常任委員会に集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開催いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開きます。

本委員会に付託されております案件は1件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

議案第13号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 加藤恒弘君

補足説明についてはございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 松本正美君

今回の災害派遣手当の支給に関する一部の改正ということで、この法律によって災害派遣手当が職員にどのような形で範囲が広がっていくのか、ちょっと教えていただきたいのと、それと、この際ちょっとお聞きしたいのは災害派遣手当及び武力攻撃という私たちはどちらかというと災害が起きた場合はそういうことをよくわかるんですけども、この武力攻撃というイメージとしては非常に怖いイメージがあるわけなんですけれども、災害手当の国のほうが決められているものですから、そういうことで、その災害と武力との違いでどのような想定をしているのか、そういったことの内容をちょっと教えていただきたいなと思っております。この2点をお聞きしたいと思います。

○安心安全課長 岡村智彦君

まず、1点目の職員が手当がどのようにという点でございます。こちらのほうでございま

すが、まず今回の一部改正というものは復興計画を立てるときにも派遣ができて、そういうものも該当してもらえて、しかも職員が該当するという点でございますが、今までにつきましても、こちらのほうは派遣というものがあるんですが、手当の支給に関する条例の一部ということで、こういう拡大に、職員の範囲を拡大するというところの手当まではなかったわけでございますが、今までは手当、職員どのようにといいところであれば派遣を、平成23年度のときに派遣職員しておりますが、その際に関しましての手当というものは特別交付税措置でございました。

また、災害対策基本法に関係する、該当するのが保健センターの職員が該当いたしまして、そちらのほうも、手当ではないんですが、旅費などそういうものについては国のほうからの対応ということで、こちらのほうへ国庫の補助金という格好で入ってきております。

今回、この一部改正ということにつきまして、派遣先、派遣元というものは要請をするということで、そちらのほうのものについては派遣先のほうが基準にのっとって幾らの手当をつけますよというような格好になります。今まではそういう手当というものをつけるということではなかったですので、例えば、私どもが仙台のほうとか、そちらのほうに行くということであると、そのまま旅費という格好で災害対策基本法なれば補助金のほうとか特別交付税とかということの措置で国のほうから戻ってきたということですが、こちらのほうの災害派遣手当ということになりますと、例えば、仙台のほうに行った場合は仙台がそういう手当を支払うというようなものでございます。

また、2点目の災害と武力の違いということでございますが、災害につきましては通常の有事、台風、洪水または地震、そういうものの災害というような考えを持っておりますが、武力というものは国民保護法の関係で、例えば、ミサイルが発射されたりとか、そういうときのものに関しましても有事の事が起きますので、そういう際においても災害派遣手当というようなものが該当するというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 松本正美君

そうすると、例えば、蟹江町から職員が、今、現地に行ったと。そうしたときに公共の施設に泊まる場合と一般の施設に泊まる場合があるんで、そこらの場合は滞在期間によっても違ってくると思うんですけども、どのようにあれが違ってくるんですかね。

○安心安全課長 岡村智彦君

では、まず町のほうが現地へ行った場合は派遣先が支給するというところで、そういう手当のものが国のほうの内閣府が決めておるものがございます。例えば、それは期間がありまして、30日以内の期間、こちら派遣を受けた都道府県または市町村の区域に滞在する期間でございますが、30日以内の期間は施設の、今、議員が言われましたとおり公共の場合と一般の場合ありますが、公用の施設またはこれに準ずる施設、これは1日につき30日以内の場合は

3,970円の手当、また、その他の施設、1日につき、これはアパートとかそういういろいろなものがあるんですが、そちらにつきましては6,620円。また、30日超え60日以内の期間につきましては、公用の施設またはこれに準ずる施設は3,970円、その他の施設については5,870円。60日を超える期間も公用の施設のほうは3,970円、その他施設につきましては5,140円。期間が長くなるほど少しそういうのが安くなっていくという格好になるんですけども、一応こちらのほうは内閣総理大臣が定める基準に従い条例で定める額ということで以前から決まっておりますので、そちらの金額が対応するという格好の手当になります。

○委員 松本正美君

そうすると、その2点目のほうの件ですけれども、武力の場合の想定の時期ちゅうもの非常に難しい部分があると思うんですよね。災害の場合は割とわかりやすいんですけども、ミサイルが飛んできて、いろいろなことが起きて、その想定して動く部分もあるんでしょうけれども、そこらの発令、蟹江町でもしそういうことがあったときに、どういう時期に想定して考えてみえるんですかね。ちょっとこんな話はあれかもわかんないですけども。

○安心安全課長 岡村智彦君

時期というものは、ミサイル発射すればあつという間ですので、実際に被害があった場合、例えば、いろいろな被害あるんで、現状変わった大きな被害だとか、または何かそういう薬物や化学兵器のようなもので何か風の影響で来るだとか、そういうようなもので、どうしても派遣が必要なケースの場合、これは当然国とか県からいろいろな措置をなさいと通知が来ますので、即対応となると思いますので、武力攻撃に関しては、大きなそういうミサイルなどについては通り越してしまつて安全であれば何もですけれども、影響があるケースの場合はそのように関連機関、県・国を通して、即対応するかどうかという判断をしたいと考えております。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はございませんか。

(発言する声なし)

ないようですので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

先に原案の反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認め、議案第13号「災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願います。

これで、総務民生常任委員会を閉会といたします。ご苦勞さまでございました。

(午前 9時11分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭